

日本消防設備安全センターの 業務と役割

- 1 日本消防設備安全センターについて
- 2 安全センターの業務紹介
 - 2-1 認定・性能評定・評価・推奨等の認証業務
 - 2-2 各種講習業務
 - 2-3 助成金交付事業
 - 2-4 違反是正支援事業
 - 2-5 消防防災に関する国際協力
 - 2-6 消防防災に関する調査研究
 - 2-7 消防関係図書の発行
 - 2-8 月刊フェスク・メールマガジン



一般財団法人 日本消防設備安全センター
専 務 理 事 鈴木 康幸



1 日本消防設備安全センターについて

1975年 設立

①消防防災設備機器等の認定及び性能評定

②消防設備点検資格者の養成

現在

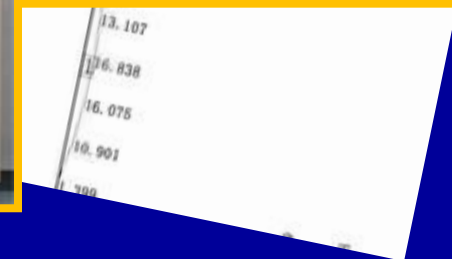
消防法の規定に基づく登録講習機関・登録認定機関・登録検定機関として消防防災に係る多岐にわたる業務を実施⇒「2 安全センターの業務紹介」

2025年 創立50周年



2 安全センターの業務紹介

2-1 認定・性能評価・評価・推奨等の 認証業務





消防用設備等又は機械器具の認定

安全センターでは、以下に掲げる消防用設備等又は機械器具が消防法令で定める設備等技術基準に適合していることについて認定を行っています。

JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065) に基づく認証取得済

消火設備（１９品目）

- ・屋内消火栓及び連結送水管の放水口
- ・スプリンクラー設備等の送水口
- ・合成樹脂製の管及び管継手
- ・ポンプを用いる加圧送水装置
- ・加圧送水装置の制御盤
- ・不活性ガス消火設備等の噴射ヘッド
- ・不活性ガス消火設備等の音響警報装置
- ・不活性ガス消火設備等の容器弁及び安全装置並びに破壊板
- ・不活性ガス消火設備等の放出弁
- ・不活性ガス消火設備等の選択弁
- ・不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤
- ・不活性ガス消火設備の閉止弁
- ・移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール
- ・粉末消火設備の定圧作動装置
- ・開放型散水ヘッド
- ・パッケージ型消火設備
- ・パッケージ型自動消火設備
- ・金属製管継手及びバルブ類
- ・圧力水槽方式の加圧送水装置

警報設備（１品目）

- ・火災通報装置

避難設備（５品目）

- ・避難はしご
- ・避難ロープ
- ・すべり台
- ・救助袋
- ・中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識

その他（１品目）

- ・総合操作盤



性能評定

学識経験者、消防機関及び関連工業会等で構成される「消防防災用設備機器性能評定委員会」において、**認定品目以外**の法令に技術基準の定めのない消防防災用設備機器・消防活動用資器材等の性能を評価する。

消火設備・装置／警報設備／避難設備／消防防災活動用資材／保守用機器／防火材等／防火安全機器



防火水槽

二次製品等防火水槽及び二次製品等耐震性貯水槽が**補助金交付要綱**等に定める規格に適合することを認証する。



評価業務



① 特殊消防用設備等の性能評価

現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システム、高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないものについて、「**登録検定機関**」として総務大臣認定に係る特殊消防用設備等の性能評価を行う。

⇒ 評価事例：大空間自然排煙設備、NFシステム、複数の総合操作盤を用いた設備 他

② 消防設備システム評価

専門家により構成された「消防設備システム評価委員会」において、防火対象物に設置する消防用設備等の防火安全性能が通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める評価等を行う。

⇒ 評価事例：緩衝帯を有する接続部、消火システムNN100-2M 他

③ ガス系消火設備等評価

消防法令に基づいて義務づけられる消火設備の代替設備として設置されるガス系消火設備又は消防法令の適用を超えて設置されるガス系消火設備について、**消防法令に規定する基準による場合と同等**の消火性能を有し、安全性が担保されていることの判定を行う。

① 特殊消防用設備等の性能評価

複数総合操作盤

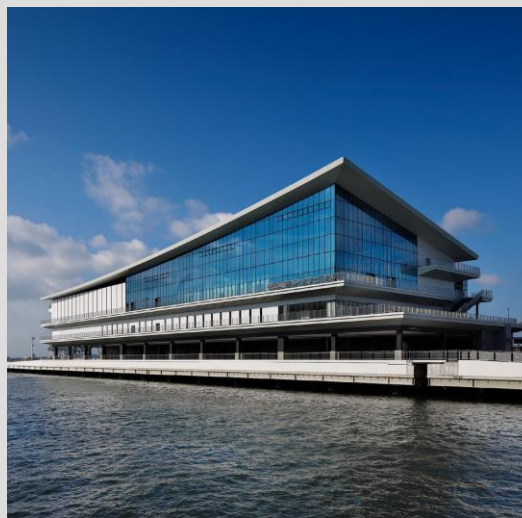


麻布台ヒルズ（2021年度） 虎ノ門ヒルズ（2019年度）

大空間における排煙設備

東京国際
クルーズターミナル⇨
（2017年度）

名古屋市国際展示場
（2019年度）



② 消防設備システム評価

文化財建築物火災抑制自動消火散水システム



Sプロジェクト 旧渋澤家住宅（2023年度）

発報表示装置による感知器発報放送の代替

ウォーターズ竹芝⇨
（2018年度）

ららぽーと福岡
（2021年度）



【性能評価】

法令や通知にない新技術を製品認証する任意の制度

【事例】ドローン技術を活用した煙感知器の加煙試験器

申請者：能美防災(株)

概要：

煙感知器を試験・点検する際に加煙試験機をドローンに積載したものを評価した事例。

本製品を用いることで、高天井に設置された煙感知器を点検する際に用いる足場の設置が不要となり、高所作業による点検実施者のリスクが排除され、コスト削減・時間短縮に繋がるもの。



【特殊消防用設備等の性能評価(ルートC)】

特殊な技術による消防防災システム、高度な消防防災システム等で技術基準が定められていないものを評価する制度

【事例】エアロゾル消火設備「K/SMOKE GAS」(評価中)

申請者：ヤマトプロテック(株)

概要：

既存の立体駐車場に設置されたハロゲン化物消火設備の代替設備として、カリウム化合物を防護区画に放射する消火設備として現在、評価中の事例。

カリウム化合物を含む微小な個体粒子と連続相である気体からなるエアロゾルガスを、火災の発生した防護区画内に放射し、カリウムイオンの負触媒効果により消火する設備。

本技術により代替が認められると、ガス消火剤を放射するための配管や噴射ヘッド、貯蔵容器（ボンベ庫自体）等が不要となり、設置スペースの削減が期待できるもの



【消防システム評価】

防火対象物の設置する消防設備システムの防火安全性能の有効性について任意に評価する制度

【事例】伝統的建造物自動火災検知放水システム「慈雨」

申請者：清水建設(株)

概要：

江東区に移設された指定文化財（旧渋沢邸）に、任意で設置された画像型火災検知システム及び壁面自動放水システムを評価した事例。

AI技術を活用し、①外壁に放火された火種等を早期に検出する画像判定機能を有する火災検知システム、②水損防止の観点より、火災の規模に応じ、適切な放水範囲や水圧、水量を自動で選択する放水システムを組み合わせることにより、効果的に消火を行うもの。



【消防防災製品等推奨】

消防防災分野において有効に活用できると認められる製品及び高度な情報通信技術を用いたシステムの推奨制度

【事例】防災支援システム「TASKis」

申請者：能美防災(株)

概要：

スマートフォン及びアプリを活用し、災害発生時の初動対応（火災発生、現場確認、通報連絡）を迅速化するとともに、公設消防隊への引継ぎ時間の短縮を可能とするもの。

火災等の発生を模擬した訓練にも活用可能で、災害発生時の対応方法について学習することもできる。

知識や経験が少なくとも円滑な有事対応への移行、適切な行動が取れる状況を実現。



消防防災製品等推奨制度について

消防防災製品等推奨制度は、優れた消防防災製品等の普及促進を図るため、様々な消防防災製品等を推奨している。

消防防災分野において有効に活用できると認められる製品を推奨し、推奨製品には推奨マークを表示している。



消防設備等



情報通信等



出火防止対策



感震ブレーカー等



2-2 各種講習業務

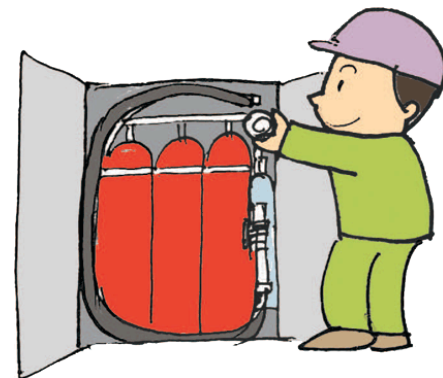


消防設備点検資格者講習（新規・再講習）

【消防法第17条の3の3】

次の防火対象物の消防用設備等は、消防設備士又は消防設備点検資格者に定期的に点検させ、その結果を消防長等に報告する必要があります。

- ①延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
- ②延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの
- ③特定一階段等防火対象物
- ④二酸化炭素を放射する全域放出方式の不活性ガス消火設備が設置されているもの



※ 安全センターは、第1種（主として機械系統の設備）、第2種（主として電気系統の設備）及び特種（特殊消防用設備等）の消防設備点検資格者講習を全国各地で実施し、修了考査合格者からの免状交付申請により第1種、第2種及び特種の「消防設備点検資格者免状」を交付しています。

※ 5年毎の受講が義務付けられている再講習も行っています（オンライン講習あり）。

防火対象物点検資格者講習（新規・再講習）

【消防法第8条の2の2】

次の防火対象物にあっては防火対象物点検資格者に当該防火対象物における用途の実態や防火管理の実施報告状況等の点検対象事項が点検基準に適合していることを、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を消防長等に報告する必要があります。

- ① 収容人員300人以上の特定防火対象物・地下街
- ② 特定一階段等防火対象物

※ 安全センターは、全国各地で防火対象物点検資格者講習を実施し、修了考査合格者からの免状交付申請により「防火対象物点検資格者免状」を交付しています。

※ 5年毎の受講が義務付けられている再講習も行っています（オンライン講習あり）。



防災管理点検資格者講習（新規・再講習）

【消防法第36条】

次の防火対象物にあつては、地震や毒性物質、放射性物質等の発散事故等に備えて、防火管理点検資格者に防災管理上必要な業務等について定期的に点検させ、その結果を消防長等に報告する必要があります。

- ①用途
 - 延べ面積 1 万㎡以上の11階建て以上の自衛消防組織設置防火対象物
 - 延べ面積 2 万㎡以上の 5 階～ 1 0 階建て自衛消防組織設置防火対象物
 - 延べ面積 5 万㎡以上の 4 階建て以下の自衛消防組織設置防火対象物
- ②規模
 - 11階以上の階に自衛消防組織設置対象物の用途があり、1万㎡以上が当概用途に供されている複合用途防火対象物
 - 5 階～ 1 0 階に自衛消防組織設置対象物の用途があり、2 万㎡以上が当概用途に供されている複合用途防火対象物
 - 4 階以下に自衛消防組織設置対象物の用途があり、5 万㎡以上が当概用途に供されている複合用途防火対象物
- ③地下街○延べ面積1000㎡以上の地下街

- ※ **安全センターは、全国各地で防災管理点検資格者講習を実施し、修了考査合格者からの免状交付申請により「防災管理点検資格者免状」を交付しています。**
- ※ **5年毎の受講が義務付けられている再講習も行っています（オンライン講習あり）。**

自衛消防業務講習（新規・再講習）

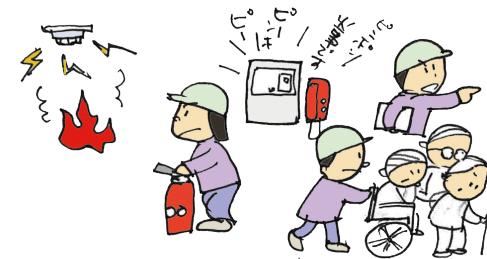
【消防法第8条の2の5】

次の防火対象物にあつては、火災、地震等の災害時における被害の軽減に資する必要な業務を行うために、自衛消防業務修了証の交付者である統括管理者及び自衛消防要員から構成される自衛消防組織を設置し、定期的に教育、訓練等を行う必要があります。

- ①用途
 - 延べ面積 1 万㎡以上の11階建て以上の自衛消防組織設置防火対象物
 - 延べ面積 2 万㎡以上の 5 階～ 1 0 階建て自衛消防組織設置防火対象物
 - 延べ面積 5 万㎡以上の 4 階建て以下の自衛消防組織設置防火対象物
- ②規模
 - 11階以上の階に自衛消防組織設置対象物の用途があり、1万㎡以上が当概用途に供されている複合用途防火対象物
 - 5 階～ 1 0 階に自衛消防組織設置対象物の用途があり、2 万㎡以上が当概用途に供されている複合用途防火対象物
 - 4 階以下に自衛消防組織設置対象物の用途があり、5 万㎡以上が当概用途に供されている複合用途防火対象物
- ③地下街○延べ面積1000㎡以上の地下街

※ 安全センターは、全国各地で自衛消防業務講習を実施し、効果測定合格者には「自衛消防業務講習修了証」を交付しています。

※ 5年毎の受講が義務付けられている再講習も行っています。



可搬消防ポンプ等整備資格者（新規・再講習）

可搬消防ポンプ等は、ポンプと内燃機関が一体となって構成され、消防機関、消防団、自主防災組織、防火対象物、危険物施設等において重要な消防用設備等として設けられています。その機能を維持するためには、定期的な点検を行う必要があるとともに、エンジンを中心とした整備について高度な技能が要求されます。

そこで、可搬消防ポンプ等の点検・整備について必要な知識及び技能を有する者を養成するための「可搬消防ポンプ等整備資格者講習」を実施しています。

可搬消防ポンプ等整備資格者の役割

- ① 可搬消防ポンプ等の点検・整備：可搬消防ポンプは、火災時に迅速な消火活動を行うための重要な機器であり、定期的な点検と整備が不可欠です。
- ② 高度な技術による整備：特にエンジン部分の整備には専門的な知識と技能が必要であり、資格者はその技術を有しています。
- ③ 適正な維持管理の実施：資格者は、設備の機能を常に正常に保つために、適正な維持管理を実施します。結果、国民の生命、身体、財産等を火災から守り、社会公共の福祉の増進に寄与することが期待されています。

※ 安全センターは、全国各地で可搬消防ポンプ等整備資格者講習を実施し、修了考査合格者からの免状交付申請により「可搬消防ポンプ等整備資格者免状」を交付しています。

※ 5年毎の受講が義務付けられている再講習も行っています。



オンライン再講習の実施について

Challenge!

第1種消防設備点検資格者
第2種消防設備点検資格者
防火対象物点検資格者
防災管理点検資格者
オンライン再講習!



コレが新時代の講習です!

- > お家や職場で簡単受講
- > スキマ時間で計画的に、自分のペースで受講可能
- > PC、スマホ、タブレットと受講環境の選択幅が広い
- > 支払いはクレジットカードまたはコンビニ払いで簡単決済



一般財団法人

日本消防設備安全センター

Fire Equipment and Safety Center of Japan



第1回目

【申込期間】

令和7年7月1日(火) ～ 令和7年7月29日(火)

【受講期間】

令和7年7月8日(火) ～ 令和7年8月12日(火)

第2回目

【申込期間】

令和7年9月2日(火) ～ 令和7年9月30日(火)

【受講期間】

令和7年9月9日(火) ～ 令和7年10月14日(火)

第3回目

【申込期間】

令和7年11月4日(火) ～ 令和7年12月2日(火)

【受講期間】

令和7年11月11日(火)～ 令和7年12月16日(火)

第4回目

【申込期間】

令和8年1月13日(火) ～ 令和8年3月3日(火)

【受講期間】

令和8年1月20日(火) ～ 令和8年3月24日(火)

消防設備士講習（法定講習）

消防設備士は、消防用設備等の工事・整備・点検を行うための国家資格です。

資格は甲種と乙種に分かれ、甲種は設計・施工・点検が可能、乙種は整備・点検に限定されます。政令で定める防火対象物の関係者に設置及び維持が義務付けられている消防用設備等は、火災の発生時にその機能が確実に発揮される必要があることから、一定の消防用設備等の工事又は整備については、消防設備士でなければ行ってはならないとされています。

【消防法第17条の10】

防火対象物の関係者に設置及び維持が義務付けられている消防用設備等は、火災の発生時にその機能が確実に発揮される必要があることから、一定の消防用設備等の工事又は整備については、消防設備士でなければ行ってはならないとされています。

消防設備士講習は、消防設備士が消防用設備等に関する技術の進歩等に伴い、消防設備士の資質の向上を図るため、都道府県知事又は総務大臣が指定する市町村長その他の機関が行う講習を受講しなければならないこととされています。

※ 安全センターは指定講習機関として、令和6年10月よりオンラインによる消防設備士の法定講習を開始しました。

消防設備士オンライン講習
eラーニングシステム

消防設備士オンライン講習の実施について

Challenge!

絶賛
開催中

消防設備士 オンライン講習

悩んだらまずは申込を!

【POINT 1】

インターネット環境とカメラ機能が利用できるPCやスマホがあれば申込～受講～修了証発行までWebで完結!



【POINT 2】

受講可能期間中は、24時間、場所を選ばずいつでもどこでも自分のペースで受講が可能!



【POINT 3】

受講料の納付は複数の決済方法が選択可能! クレジット又はコンビニ払いで簡単決済!



一般財団法人

日本消防設備安全センター

Fire Equipment and Safety Center of Japan



第1回目

【申込期間】

令和7年4月1日(火) ～ 令和7年5月27日(火)

【受講期間】

令和7年4月8日(火) ～ 令和7年6月17日(火)

第2回目

【申込期間】

令和7年7月1日(火) ～ 令和7年12月2日(火)

【受講期間】

令和7年7月8日(火) ～ 令和7年12月23日(火)

第3回目

【申込期間】

令和8年1月6日(火) ～ 令和8年3月3日(火)

【受講期間】

令和8年1月13日(火) ～ 令和8年3月24日(火)



消防設備士
オンライン講習

特殊消防用設備等、消火設備、警報設備、避難設備・消火器

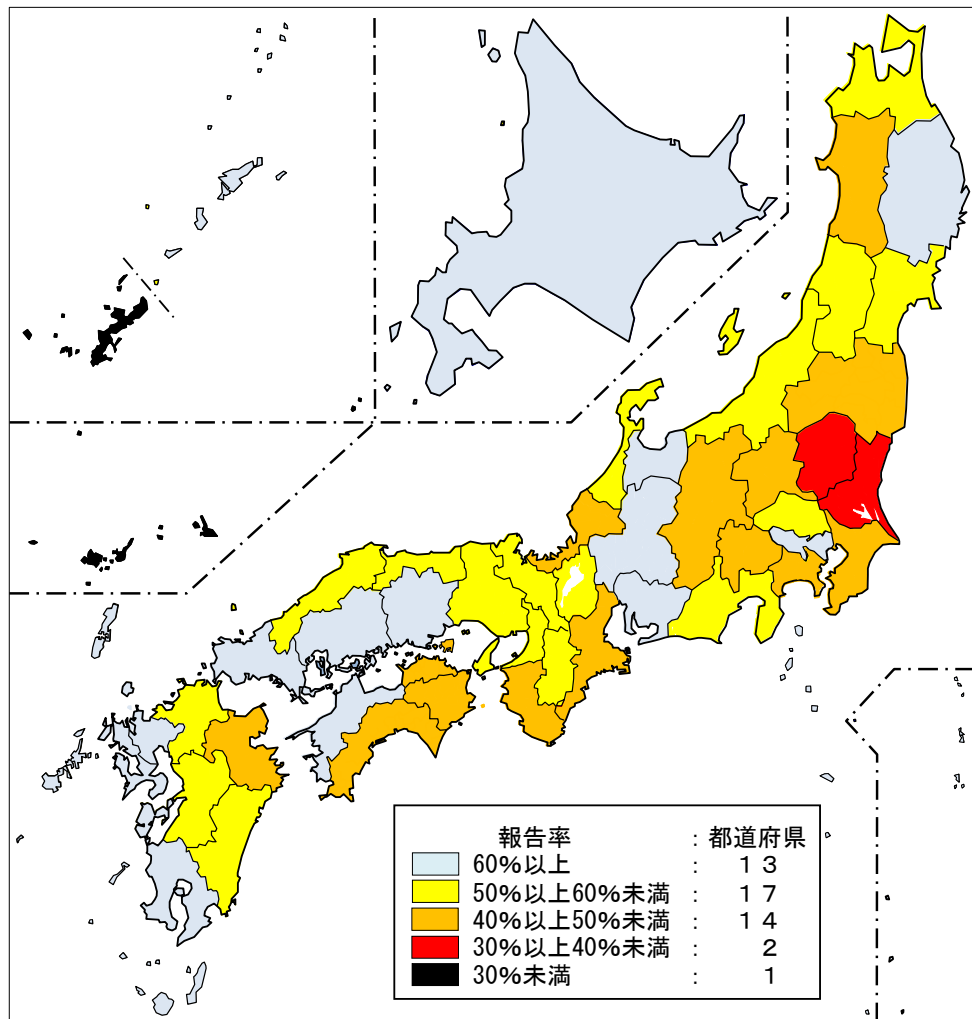
2 - 3 助成金交付事業



消防用設備等点検報告率向上のための取組を

消防設備点検報告率(2024年3月31日時点)

都道府県名	点検報告率	前年度比
滋賀県	51.2%	1.45%↗
京都府	58.3%	2.26%↗
大阪府	57.9%	1.27%↗
兵庫県	58.3%	0.97%↗
奈良県	55.5%	0.62%↗
和歌山県	47.1%	-0.38%↘
鳥取県	51.1%	-2.78%↘
島根県	52.9%	3.01%↗
岡山県	63.9%	1.14%↗
広島県	70.0%	1.64%↗
山口県	66.1%	0.14%↗
徳島県	43.7%	1.14%↗
香川県	49.7%	0.37%↗
愛媛県	63.8%	0.99%↗
高知県	46.1%	-0.50%↘
福岡県	59.5%	0.62%↗
佐賀県	68.5%	2.73%↗
長崎県	67.5%	1.58%↗
熊本県	58.4%	1.31%↗
大分県	46.2%	2.26%↗
宮崎県	55.4%	-0.87%↘
鹿児島県	60.6%	0.02%↗
沖縄県	27.4%	1.25%↗



都道府県名	点検報告率	前年度比
北海道	62.5%	1.61%↗
青森県	56.1%	2.11%↗
岩手県	60.9%	-1.99%↘
宮城県	56.4%	0.82%↗
秋田県	45.8%	-0.10%↘
山形県	53.8%	6.29%↗
福島県	43.4%	-0.33%↘
茨城県	36.0%	1.89%↗
栃木県	39.7%	-2.58%↘
群馬県	48.0%	0.46%↗
埼玉県	50.3%	-0.75%↘
千葉県	48.4%	0.54%↗
東京都	68.7%	0.93%↗
神奈川県	44.6%	-7.09%↘
新潟県	53.9%	0.21%↗
富山県	62.9%	-0.86%↘
石川県	52.9%	3.20%↗
福井県	48.6%	9.14%↗
山梨県	40.1%	-9.13%↘
長野県	49.1%	0.67%↗
岐阜県	60.8%	2.33%↗
静岡県	53.6%	0.76%↗
愛知県	63.4%	2.05%↗
三重県	42.6%	-5.63%↘

全国平均 55.6%

**消防用設備等点検報告率向上のための取組事例
(A消防本部:点検報告率63.2%が80.3%まで上昇)**

- 共同住宅等の未報告対象物の関係者に対し、郵送により指導書を交付（必要に応じて都道府県消防設備協会の協力も）
- ・ 点検未報告対象物に対して重点的に立入検査を実施
 - ・ 点検報告期限切れの3ヶ月前から関係者等に電話指導
- 〈ポイント〉消防サイドから点検報告の必要性を再周知することにより点検報告への動機付けとする。

不備事項のある点検報告に対する対応事例
(B消防本部は点検報告率66.8%、C消防本部は点検報告率65.5%と全国平均を上回る)

- ・ 点検結果報告書の控えに「不備事項に関しては、早急に改善すること」等の文言が記載された印を押印し、報告書提出者に返却する。
 - ・ 不備事項のある点検報告書の持参者に対して、不良事項（不備事項）のある設備には適切な措置を講じるよう記載した点検結果報告書受理確認書等を交付する。
- 〈ポイント〉不備事項については早急に改善する必要があるという消防サイドの意思表示が重要。

➤ 点検報告時、相手方へ交付する「受理確認書」

別記様式（第4類係）（A-4）

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書受理確認書

防火対象物
 名 称
 所 在 地
 届 出 者

次のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検結果報告書を受理しました。

報告された消防用設備等（特殊消防用設備等）

平成	年	月	日
第 号			
点	検	報	告

連絡事項

※次回報告書は平成 年 月 日までに提出してください。

※特殊消防用設備等の次回報告書は平成 年 月 日までに提出してください。

※不良事項のある設備については適切な措置を講じてください。

※ について未報告ですので速やかに点検し報告してください。

※報告は点検後おおむね15日以内に行ってください。

※本書は点検を行った結果とともに維持台帳に編入してください。

消防署予防担当
 電話

- 報告書の内容に不備事項が認められた場合の押印による指導

不備事項に関しては、早急に改善すること。

別添様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

届出者

住 所
氏 名
電話番号 印

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

所在地											
防火区画											
利用用途											
対象物											
構造・規模	道		地上		地下		階				
床面積	m ²		延べ床面積		m ²						
点検期間	年 月 から		年 月 まで		(年 月 から		年 月 まで)				
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等											
点検結果	類別のとおり										
種 類	住所	社 名									
		氏 名	電 話 番 号								
	消防設備	種類等	交付知事	交付年月日	受 達 期		受 達 年 月				
		甲乙種 機能	普通消防設備	年 月 日	普通消防局		年 月				
		消防設備	期	年 月 日	再 送 付 受 達 期 限		年 月				
		消防設備設置資格者	特・第1・第2種	年 月 日	交 付 通 知		年 月				
中受付欄		申請通欄		申請済							

備考 ① この用紙の大きさは、日本工業規格JIS A4とすること。

② 点検者が複数の場合は、別添様式第3に記入し、捺印すること。

③ 消防用設備等は、行政機関及び民間団体の二者による検査を受けること。

④ 点検記録を記入しないこと。

⑤ 点検期間が、消防用設備等と同様（特殊消防用設備等）を有する場合は、その点検期間（ ）に記入すること。

⑥ 住所、地名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合においては、当該所属する会社の名称、地名及び電話番号を記入すること。

出典：総務省消防庁「最近の予防行政の動向について」（平成30年2月）

消防用設備等点検済表示制度推進に係る助成事業について

目 的

消防用設備等点検未報告対象物の関係者に対して、消防用設備等の点検・報告の必要性を文書等により広報啓発・周知することは重要であることから、消防設備協会が消防本部等と連携して防火対象物関係者に点検報告の取組を促す事業に対して安全センターが助成金を交付している。

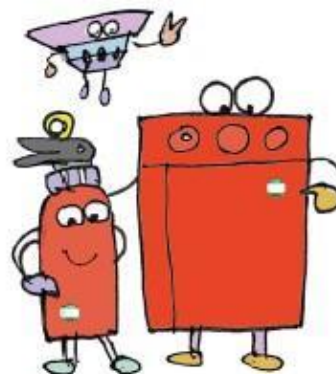
助成金の交付先・使途及び助成額

助成金は、実施期間年度中に事業を実施した設備協会に交付する。
また、助成金の使途については、事業実施に伴い発生する諸経費（例：リーフレット等の印刷費や購入費、切手代等の通信運搬費等）とし、その額は1設備協会につき要した経費に関わらず上限を年間10万円とする。

点検済証	
消防用設備等保守業者総責任保険加入者	
点検種類	機 器 点 検
点検事業者	
点検年月日	
次回点検年月日	
交付団体名	

機器点検は6か月に1回
総合点検は1年に1回

点検済票（ラベル）は消防用設備等の点検が適正に行われた証として貼付されるものです。



消防用設備等の
点検・報告制度

消防設備保守業務等研修助成金の交付事業について

目 的

消防用設備等保守業務関係者の資質の向上を図り保守体制の強化及び適正化に資するため、各都道府県消防設備協会等が行う研修に対し助成金を交付している。

交付対象事業

助成金の交付対象となる事業は、設備協会の会員（概ね30人以上）を対象とした次の研修事業とする。

- (1) 消防用設備等又は防火対象物の点検報告制度の推進に関するもの
- (2) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備又は点検実務に関するもの
- (3) 消防用設備等の工事・整備又は点検業務に係るマネジメントシステム構築の普及に関するもの

※消防機関の職員を対象として行う消防用設備等に関する研修会又は各都道府県消防長会との情報交換等のために行う会議を設備協会の主催により開催する場合は、研修に準じるものとして、この助成金の交付対象とする。

助成金の交付先・使途及び助成額

助成金は、実施期間年度中に事業を実施した設備協会に交付する。
その額は 1 設備協会につき要した経費に関わらず上限を年間25万円とする。

消防防災研究助成金交付事業について

■ 目的

消防防災用設備・機器等の研究・開発・普及に資する、次に掲げる事業であって、公益的観点から社会の安全性向上に寄与する成果が具体的に見込まれるものを行おうとする法人若しくは法人で構成される団体又はグループで消防防災に関する研究等の事業に積極的に取り組もうとする者に対して、安全センターが助成申請に基づき研究助成を行います。

■ 助成金事業の対象

テーマ設定型

- ア 住宅又は小規模社会福祉施設の防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの
- イ 消防用設備等に係る点検の効率化等に資する技術又は経年劣化に対応する技術に関するもの
- ウ 情報通信技術を活用した消防防災用設備等に関するもの
- エ 消防防災用設備等の分野において社会課題・環境課題に対応した製品開発に関するもの

テーマ自由型

消防防災用設備等の分野において有効活用できる設備・機器等で実用化できるもの

■ 助成金の額

令和8年度の総額は次表の範囲以内とする。

テーマ設定型	1,200万円
テーマ自由型	800万円



令和6年度の交付事業

【テーマ区分】自由形

【研究テーマ】

易操作性 1 号消火栓用化学消火ユニットの開発

【申請者】一般社団法人全国消防機器販売業協会

【助成金額】（単年度計画）

令和6年度

¥ 8,000,000-

研究概要

工場・倉庫等の難消火性物質による大規模火災のリスク低減を図ることを目的とし、既存の易操作性1号消火栓に対応できる、新型の消火能力向上用装置(化学消火ユニット)を開発する。

- ◇消火栓格納箱内に**消火剤混合器**および**消火剤容器**を収納
- ◇放射時に**濃縮型消火剤**が一定比率で混合・放射される

消火剤容器

混合器



令和6～7年度の交付事業

【テーマ区分】設定形

【研究テーマ】

火災時の降下避難及び水災害時の上階避難を可能とする新たな垂直避難器具の研究・開発

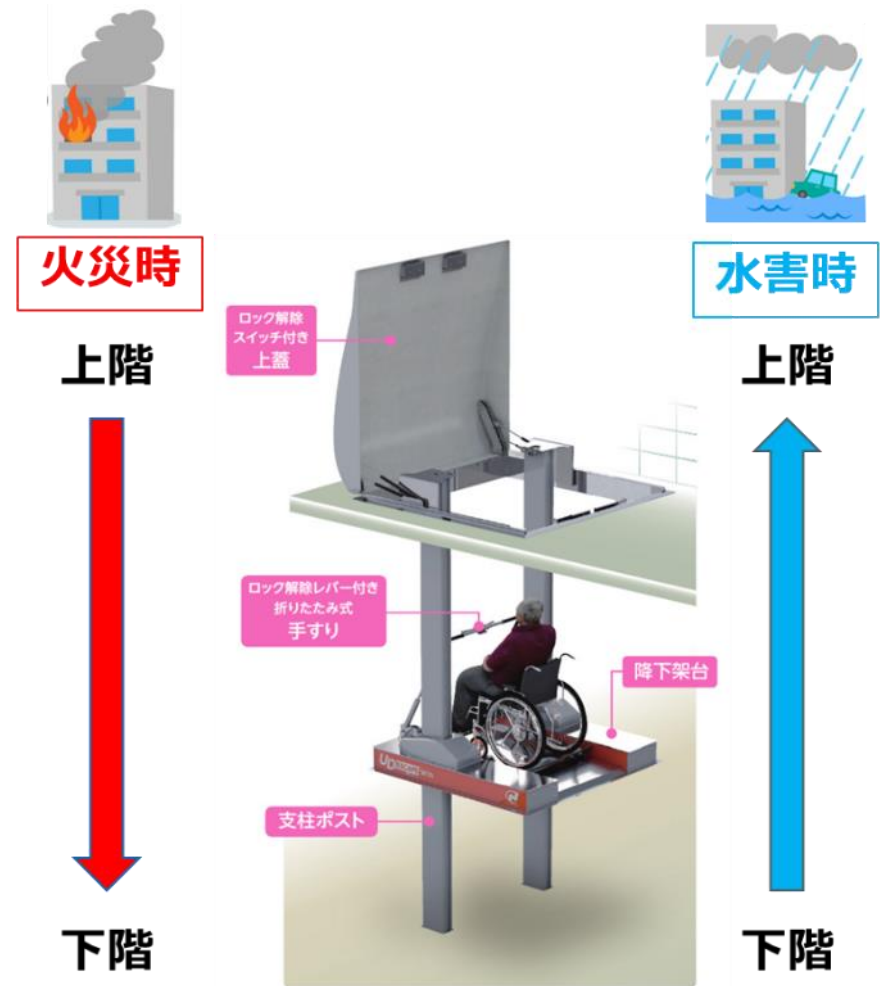
【申請者】ナカ工業株式会社

【助成金額】（2か年度計画）

令和6年度	¥ 8,000,000-
令和7年度	¥ 8,000,000-
助成申請合計額	¥ 16,000,000-

研究概要

福祉施設における避難の実態調査をもとに、火災時には無電力で降下避難し、かつ水害時には上階へ垂直避難を可能とする避難機器を研究・開発する。



令和6年度の交付事業

【テーマ区分】設定形

【研究テーマ】

消防設備点検用加熱試験器(高温対応)の研究と開発

【申請者】アークリード株式会社

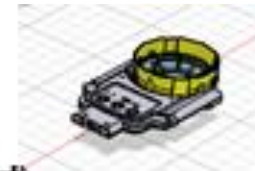
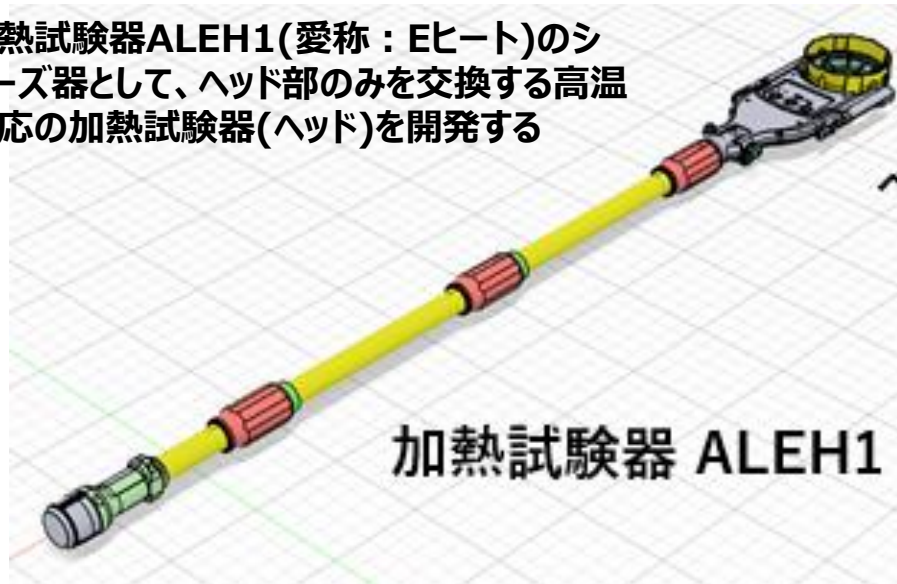
【助成金額】(単年度計画)

令和6年度 ￥4,000,000-

研究概要

現在、安全センター性能評定品の加熱試験器で高温タイプ(100℃～150℃)の定温式感知器の点検を適切に行うことが難しいため、安全かつ信頼のおける高温対応の加熱試験器を開発する。

加熱試験器ALEH1(愛称：Eヒート)のシリーズ器として、ヘッド部のみを交換する高温対応の加熱試験器(ヘッド)を開発する



ヘッド交換方式

高温対応

加熱試験器ヘッド
(今回の開発対象)

令和 8 年度の応募から交付まで

応募要領の公表 … ホームページ・消防交流広場・
月刊フェスクで公表（令和 7 年 1 0 月号）



応募

… 申請書類を提出

受付期間：令和 7 年 10 月 1 日(水)～12 月 19 日(金)



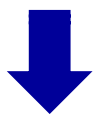
審査委員会

… 書類審査及びプレゼンテーション
(令和 8 年 4 月)



交付決定

… 決定及び助成額の通知、
助成金振込（令和 8 年 5 月：決定額
の 1/ 2 分の額を振込み）



研究報告

… 報告書の提出（令和 8 年度末）
助成金振込（決定額の残り 1/ 2
分の額を振込み）



2-4 違反是正支援事業

平成14年度より（一財）日本消防設備安全センター内に違反是正支援センターを設置し、次の事業を実施

● 事業内容

- ①消防法令違反是正事例発表会（全国消防長会各支部 年1回）
- ②消防法令違反是正事例研究会（各都府県消防長会 年1回）
- ③消防用設備等講演会（詳細は次頁参照）
- ④違反是正推進に係る講演等の動画配信（詳細は次々頁参照）
- ⑤各種相談事業
- ⑥違反是正支援センターwebサイト運営（以下コンテンツの一例）
 - ・無料でDL可能な消防法に関するリーフレット掲載
 - ・月刊フェスク「違反是正」バックナンバー掲載
 - ・立入検査の教養シミュレーション動画（消防職員限定）
 - ・「違反是正の実務」動画（消防職員限定）

安全センターのHPからアクセス可能

など



違反是正支援・
相談事業のご案内



令和7年度 消防用設備等講演会 (オンデマンド配信)

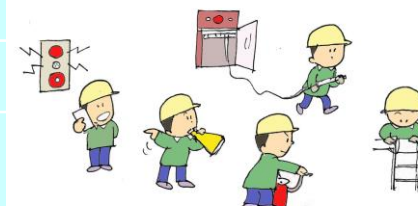
主催:(一般)日本消防設備安全センター

後援:全国消防長会



消防用設備等
講演会

題目	講演者
1 挨拶	日本消防設備安全センター 理事長
2 「安全センターの最近の動き」	日本消防設備安全センター 専務理事
3 「最近の予防行政の動向」	総務省消防庁予防課
4 「泡消火設備について」	日本消火装置工業会
5 「特殊消防用設備等及び 消防設備システム評価事例」	日本消防設備安全センター



配信期間	令和7年10月6日(月)～令和8年6月30日(火)
募集対象	消防用設備等の設計者・施工者・点検者、消防職員等
配信場所	日本消防設備安全センターホームページ 違反是正支援センター 消防用設備等講演会ページ内 https://www.fesc.or.jp/ihanzesei/symposium/
聴講方法	・聴講を希望される方は、ホームページから登録をしてください。 ・配信及び聴講要領については、登録者に対し個別にメールにて送付いたします。 ・登録者については、配信期間中いつでも聴講可能です。
聴講費	無料

違反是正支援センターからの
お願い

聴講後、アンケートへの回答
をお願いします。

アンケート内容を参考にし、
今後の消防用設備等講演会
等の違反是正支援センターに
おける様々な事業において反
映させていきたいので、ぜひご
意見ください。

例 ○○に関する講義を聴講
したい、○○に関するリーフ
レットが欲しい等。



違反是正講演等動画配信事業（オンデマンド配信）

主催：（一般）日本消防設備安全センター

後援：全国消防長会

令和7年度 基調講演

講演内容	講演者
1 「予防行政の動向」	総務省消防庁予防課
2 「合理的な査察実施体制の構築」	千葉市消防局
3 「消防用設備等の点検が未報告の 共同住宅に対する是正指導について」	福岡市消防局
4 「違反是正への3つの取組み」	熊本市消防局



違反是正講演等
動画配信事業



令和6年度消防法令違反是正事例発表会 事例発表動画【全9本部】

札幌市消防局、十日町地域消防本部、東山梨行政事務組合東山梨消防本部、名古屋市消防局、湖南広域消防局、豊岡市消防本部、広島市消防局、徳島中央広域連合消防本部、熊本市消防局

※ 配信期間中は、令和5年度違反是正事例発表動画（令和6年度配信事業）全8本部もご聴講いただけます。

配信期間	令和7年10月6日（月）～令和8年6月30日（火）
募集対象	消防職員限定
配信場所	日本消防設備安全センターホームページ 違反是正支援センター 違反是正講演等動画配信事業ページ内 https://www.fesc.or.jp/ihanzesei/zesei_symposium/index.html
聴講方法	・聴講を希望される方は、ホームページから登録をしてください。 ・配信及び聴講要領については、登録者に対し個別にメールにて送付いたします。 ・登録者については、配信期間中いつでも聴講可能です。
聴講費	無料

違反是正支援センターからの お願い

聴講後、アンケートへの回答お願いします。

アンケート内容を参考にし、今後の動画配信事業等の違反是正支援センターにおける様々な事業において反映させていきたいので、ぜひご意見ください。

例 ○○に関する講義を聴講したい、○○に関するリーフレットが欲しい等。

2-5 消防防災に関する国際協力

- 無償・有償資金協力、技術協力
- ISO/TC21、消防機器の海外展開の推進
- 海外消防情報センター運営支援
- 海外消防関連団体訪日時の情報交換

ジブチ共和国消防・救急機材改善計画 調査報告（JICA案件）

モルドバ共和国消防事情調査（自主調査）

ベトナム国消防・救助能力強化事業準備調査、補完調査（JICA案件）

- ベトナム国における消防・救助能力向上に関する現状・課題、ニーズ調査結果に基づき事業内容を提言

韓国、台湾、ベトナム等の来日調査団との消防関連情報交換の実施



2-6 消防防災に関する調査研究

消防防災の専門調査機関として、実践的・具体的なテーマについての調査研究を実施



消防用設備等 経年劣化等に対応した点検方法等の検討



消防用設備等の経年劣化等を踏まえた点検方法や技術基準について検討
結果は点検要領に反映

【最近の検討事例①】**自家発電設備の負荷運転**

検討資料：

日本内燃力発電設備協会が、経年劣化調査事業の成果を基に、負荷運転に代わる新たな点検方法について発信

検討内容：

分解整備等による新たな点検を行うことにより発電機能を維持できることをデータ分析で確認
負担の大きい負荷運転と新たな点検を選択できるようにすべきと提言



平成30年 6月 1日消防庁告示12号

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を**一部改正**

平成30年 6月 1日消防予第372号予防課長通知

「消防用設備等の試験基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部改正する件の交付について」

平成30年 6月 1日消防予第373号予防課長通知

「消防用設備等の点検要領の一部改正について」

【最近の検討事例②】**泡消火設備に使用する泡消火薬剤**

検討資料：

PFOS含有泡消火薬剤の国内外での使用禁止状況を踏まえ、日本消火装置工業会に泡消火薬剤経年劣化試験を委託
検討内容：

検討会結果及び試験データより、消防用設備点検時（機器点検・総合点検）に泡消火薬剤の外部放出を抑えるための点検方法を提言

- ① 泡消火設備の一斉開放弁・フォームヘッド・配管等の点検方法の見直し
- ② 泡消火設備の経年劣化状況を踏まえた泡放射試験の見直し（代替の点検方法の導入を含む）



令和3年 5月 24日消防庁告示6号

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を**一部改正**

令和3年 5月 24日消防予第220号予防課長通知

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部改正する件の公布について」

令和3年 5月 27日消防予第270号予防課長通知

「消防用設備等の点検要領の一部改正について」

保形ホースの経年劣化試験業務

- 消防用ホースは製造年から10年以降に耐圧試験を行い、異常のあるホースは交換することとされているが、点検基準において保形ホースは対象外で点検が実施されない。
- 保形ホースの経年劣化に伴う物性・性能の変化について検証を行い、一定条件、一定期間であれば製造メーカーに依らず同様な劣化傾向になることを数値等客観的な証拠に基づき把握した。

実施機関

一般社団法人日本消防ホース工業会

試験期間 令和5～6年

試験検証方法

加熱促進試験アレニウス則に基づき、保形ホース4種以上について設置後30年相当まで劣化促進試験を実施。試験体への性能試験により経年劣化による性能への影響を検証。

検証結果

20年・30年相当でも放水性能に支障はなく、点検基準を見直す必要はないと考える。一方で、20年相当の一部の保形ホースでは、金具装着部から滴下が始まることが性能試験で確認されたことから、設置から20年を経過した保形ホースは耐圧性能を確認することが望ましいとした。



各種点検におけるデジタル技術の活用に向けて

消防庁は、消防法に基づく各種点検について、規制改革実施計画の一環としてアナログ規制の見直しを進めている。

これに伴い、令和4年度より各種点検に係る新技術を公募し、学識経験者等で構成された「火災予防分野における点検技術評価会議」を設置し、点検基準に対する適合性の評価を実施している。従来の点検方法に代えることができるか、又は効率化、省人化等に寄与するかについて評価を行い、該当技術を「**火災予防分野における技術カタログ**」としてまとめている。

カタログ掲載技術は、所定の条件下で従来の点検方法の代替として使用可能であり、技術カタログは技術更新に応じ、適宜改訂されている。初版発行は、令和6年9月で、令和7年7月に技術の追加が行われた。

技術カタログ掲載技術

消防用設備等点検の代替となる技術	放送設備のリモートメンテナンスサービス	T O A 株式会社
	自動火災報知設備の遠隔点検システム	株式会社Bit peeps
	自火報チェッカー「スマホで発報」を使用した感知器動作点検	有限会社加藤電工
	施工・点検ツール（自動火災報知設備等用）	能美防災株式会社
防火対象物点検・防災管理点検の代替となる技術	密閉空間監視システム（撮影・温度測定・アラート・センシング機能）	株式会社アーモス
	防火対象物点検及び防災管理点検におけるリモート点検	アーグリード株式会社・株式会社リコー
点検作業等の効率化等に資する技術	ドローンに搭載可能な加煙試験器	能美防災株式会社

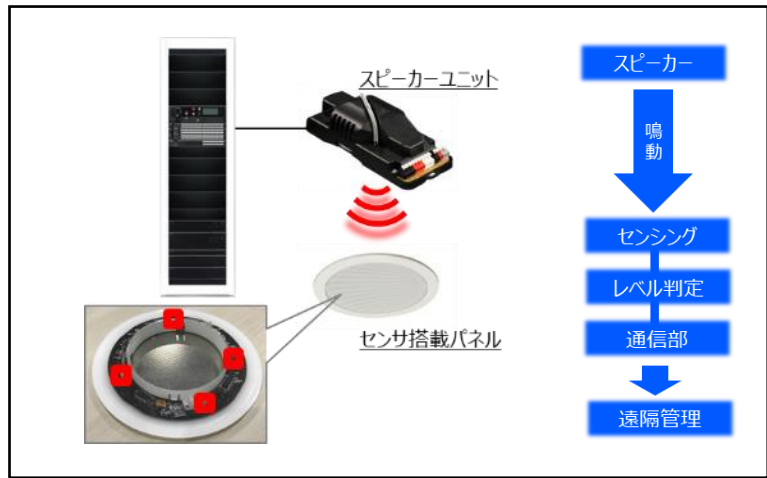
火災予防分野における
技術カタログ

総務省消防庁

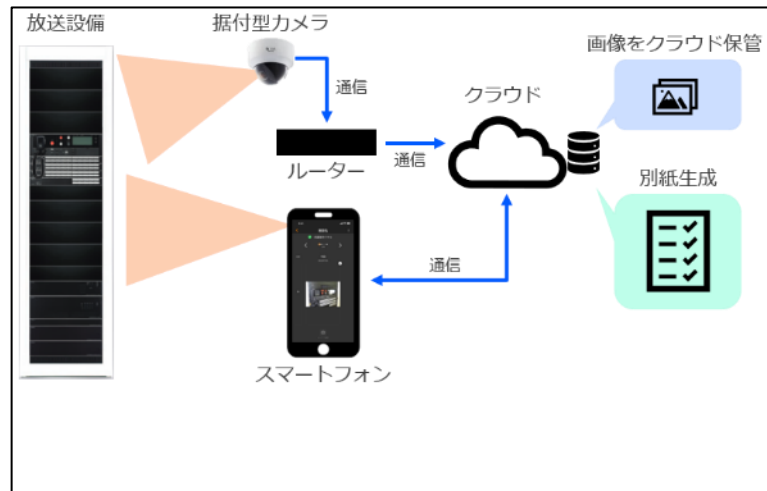
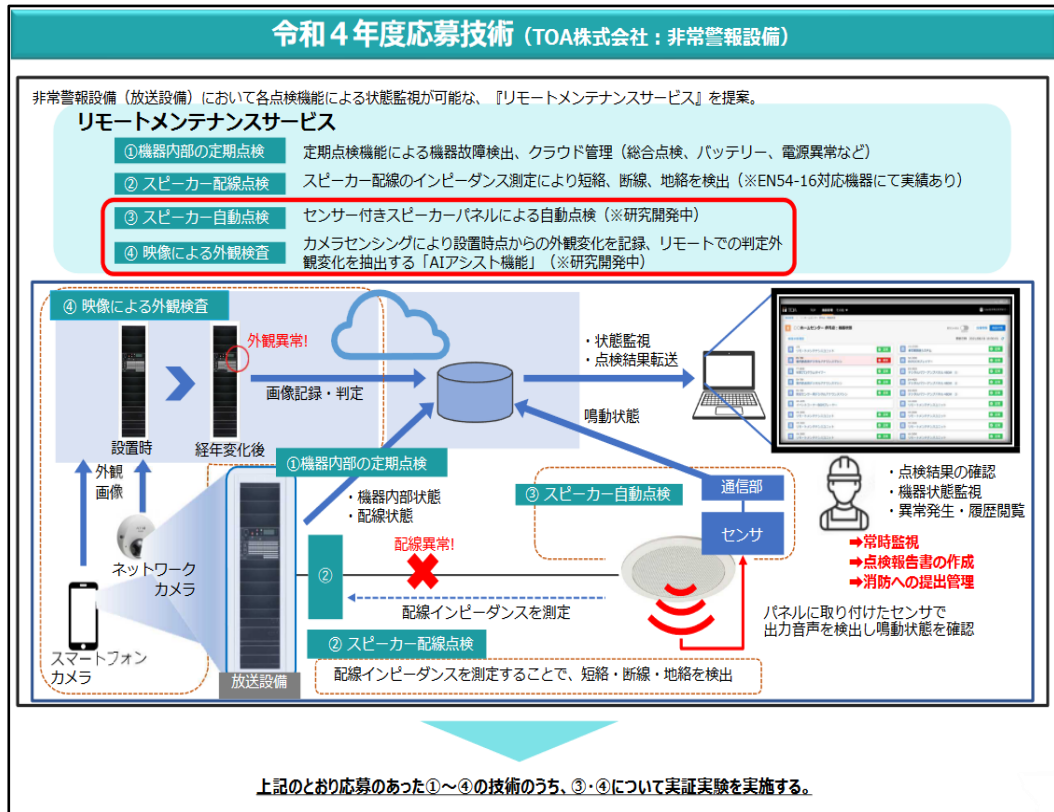
消防用設備等の定期点検における新技術等の導入のための実証実験等業務

安全センターでは、令和5年度に消防庁からの受託業務として、公募技術である非常警報設備（放送設備）の点検技術のうち、TOA株式会社の「リモートメンテナンスサービス」に含まれる①～④の技術のうち、「③スピーカー自動点検」および「④映像による外観検査」を対象に実証実験を実施し、当該技術評価の基礎情報となるデータの収集を行った。

また、以降も「火災予防分野における点検技術評価会議」の運営支援など、消防用設備等の定期点検における新技術の導入が円滑に進むようサポート体制を整えている。



「スピーカー自動点検」の概要



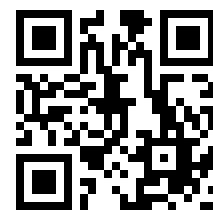
「映像による外観検査」の概要

2-7 消防関係図書の発行

消防法令や知識・技術の習得に役立つ刊行物として、消防設備六法、消防設備士受験準備講習等各種講習テキスト、消防用設備等及び防火対象物等の点検を行う際の実務書等、消防防災関係者のための参考図書を発行



刊行物
オンラインショップ



2 - 8 月刊フェスク・メールマガジン

Web情報誌「月刊フェスク」は安全センターホームページより閲覧いただけます。

「日本消防設備安全センターメールマガジン」
(毎月25日頃発信)でその時々話題・
情報を皆様にお知らせしています。

月刊フェスク閲覧サイト



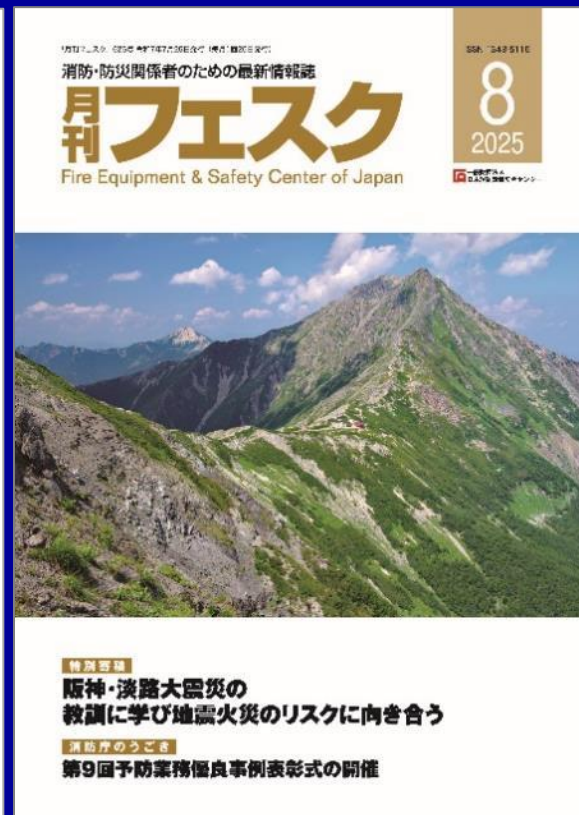
消防・防災関係者のための最新情報誌
月刊フェスク
<https://www.fesc.or.jp/monthly-fesc/#/>

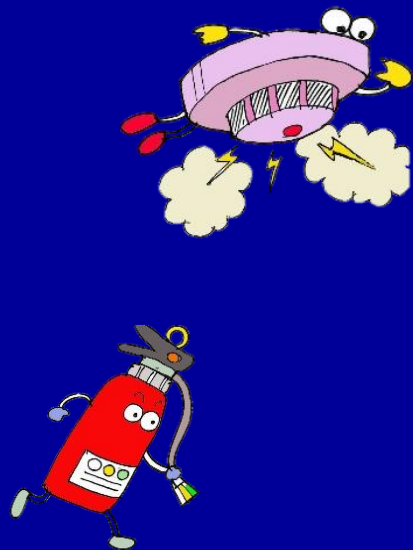


メールマガジン登録サイト

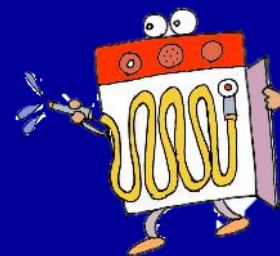
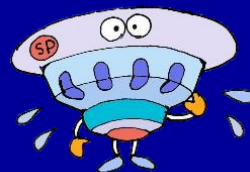


日本消防設備安全センター
メールマガジン
☞メールマガジン登録はこちらから





終



今後も、安全センターの取り組みにご理解とご協力をお願い申し上げます。